

1 広報広聴及び情報公開のための施策

1	広報	30
	(1) 広報広聴企画等	30
	(2) 広報東京都等による都政広報	31
	(3) テレビ・ラジオによる都政広報	32
	(4) インターネットによる都政広報	33
	(5) 都政記録	34
	(6) 知事と議論する会	34
2	広聴	35
	(1) 調査	35
	(2) 都民の声総合窓口	37
	(3) 専門相談	38
	(4) 都民情報ルーム	39
3	情報公開	40
	(1) 情報公開制度	40
	(2) 個人情報保護制度	42

広報広聴及び情報公開のための施策

広報広聴及び情報公開のための施策の目的は、都政の情報を都民に迅速に知らせるとともに、都民の多様な声を集約し、都政に反映させることにより都民と都政のよりよいコミュニケーションを図ることにある。このため、広報広聴部と各局広報・広聴部門との密接な連携に努め、都政の重要課題や都民の関心の高い事業を中心に、積極的に広報広聴活動を展開するとともに情報公開制度や個人情報保護制度の円滑な運営にも努めている。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、国内外の人々に対し東京の魅力や都政の情報を効果的に発信している。主な事業は次のとおりである。

1 広報

- (1) 「広報東京都」、テレビ・ラジオ、都庁総合ホームページ等による広報活動を中心に、より効果的な広報を行うため、広報広聴に係る総合的な連絡調整を行っている。
- (2) 月1回発行している「広報東京都」等の刊行物、新聞広告や雑誌広告・交通広告等による都政広報を実施している。
- (3) テレビ・ラジオを利用し、都政の課題や施策などを取り上げる解説番組、都政の動きやイベント等の募集案内など、都民向けの放送番組を提供している。
- (4) インターネットを活用し、都庁総合ホームページ、ソーシャルメディア、東京都公式動画チャンネル「東京動画」による都政広報を行っている。
- (5) 写真、シティホールテレビ、とちょう-iにより都政の動向等を記録している。
- (6) 都政の重要課題について、知事が直接都民の声を聴くとともに、都政の方向性を直接発信することを目的として、知事と議論する会を開催している。

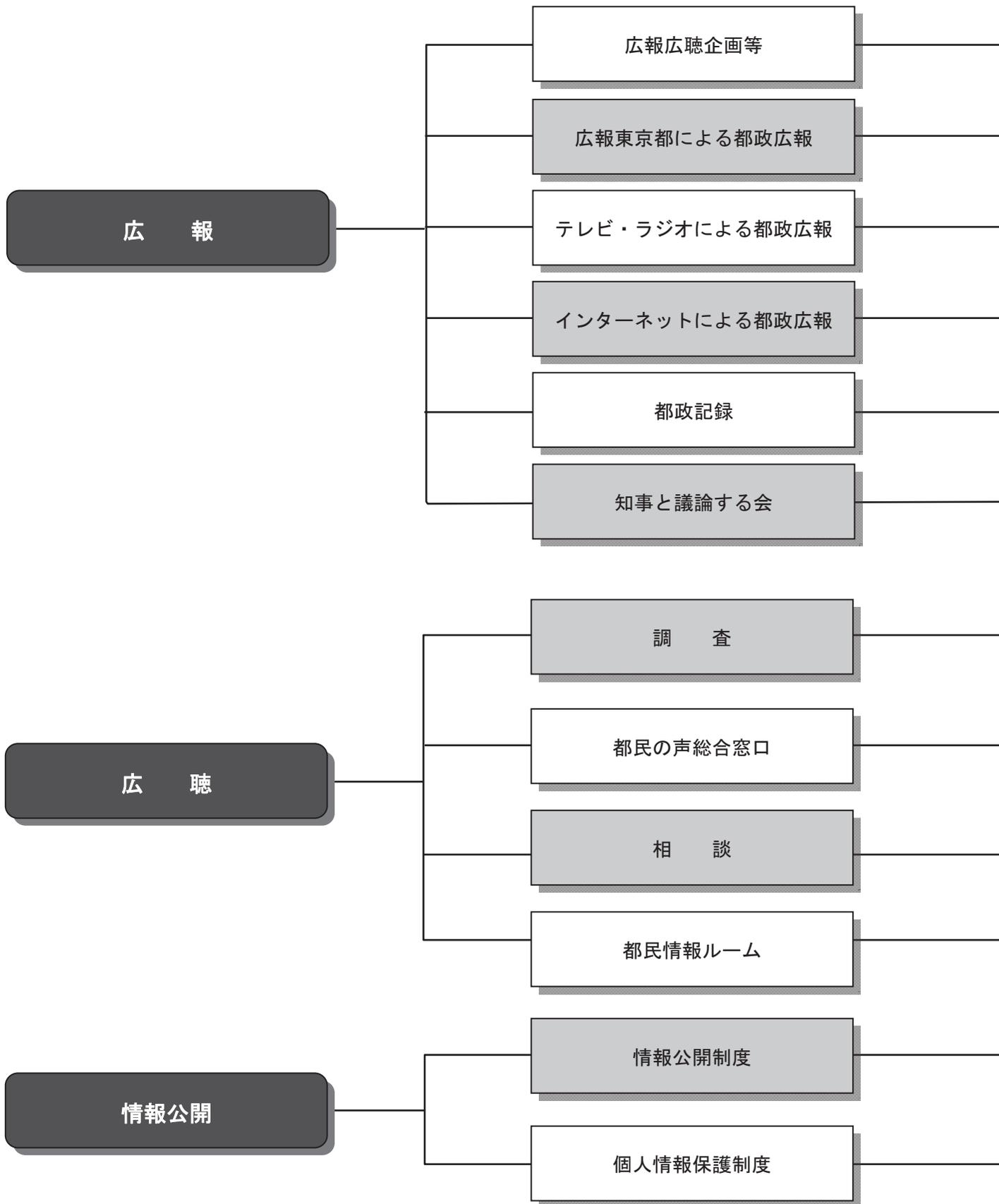
2 広聴

- (1) 都民の意識を統計的手法を用いて把握する「世論調査」、インターネットの特性を活かした「インターネット都政モニター」による調査を行っている。
- (2) 都民から、都政に対する提言・苦情・要望等を受け、適切に対応するとともに、この内容を集計・分析して都政にフィードバックしている。
- (3) 都民からの問い合わせや相談に対応し、適切な情報を提供している。
- (4) 最新の都政情報の提供や都政刊行物の販売を行う都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側）を運営している。

3 情報公開

- (1) 東京都情報公開条例に基づき、都の保有する公文書を都民等の請求に応じて開示する公文書開示制度を運営し、又、積極的な情報公表・提供等により、開かれた都政の推進に取り組んでいる。
- (2) 東京都個人情報の保護に関する条例及び東京都特定個人情報の保護に関する条例に基づき、都における個人情報・特定個人情報保護制度を円滑に運営し、個人の権利利益の保護を図っている。

事業の体系



・広報広聴に係る総合的な企画及び連絡調整を行う。

・「広報東京都」等、印刷媒体を用いた広報を行う。

・テレビ・ラジオを利用し、都民向けの放送番組を提供する。

・インターネットを活用し、都民に情報を提供する都庁総合ホームページ等を運営する。

・都政記録写真、シティホールテレビ、とちょう-iにより都政の動向等を記録する。

・知事が、都政の重要課題について直接都民と対話する。

・都民の意識を統計的手法を用いて把握する「世論調査」、インターネットを用いた「インターネット都政モニター」調査を行う。

・都民からの提言・要望等を受け、都政にフィードバックする。

・都民からの問い合わせや相談に対応し、適切な情報を提供する。

・最新の都政情報の提供や都政刊行物の販売を行う都民情報ルームを運営する。

・法令等に基づき、都における情報公開制度を円滑に運営する。

・法令等に基づき、都における個人情報・特定個人情報保護制度を円滑に運営する。

1 広報（広報広聴部広報課）

広報広聴部広報課は、都政全般にわたる広報を所管する部門として、「広報東京都」、テレビ・ラジオ及びインターネット等の媒体により、都民に対して都政情報の提供を行っている。また、写真、「とちょうーi」及びシティホールテレビ（CHTV）による都政記録を行っている。

さらに、庁内各局との会議の開催や連絡調整を行うとともに、道府県等とも情報交換するなど、広報広聴活動の向上に努めている。

(1) 広報広聴企画等

よりよい広報広聴活動を行っていくためには、「都民の都政に対する要望は何か」、「都が都民に伝えるべきことは何か」、「都民が求めている情報は何か」が、常に正しく把握されていなければならない。そのために庁内各局との連携を密にし、効果的な広報広聴活動を計画的に実施している。

ア 東京都広報広聴会議

都における情報の連絡調整を円滑に行い、開かれた都政のより一層の推進及び広報広聴関連施策の充実を図るために、各局広報広聴担当部長で構成する東京都広報広聴会議を設置し、運営している。

イ 重点広報テーマによる広報の実施

都政の重要な課題や施策に関してテーマを設定し、内容、時期、広報媒体の組み合わせ等について検討を行い、訴求テーマや訴求対象者に応じて、新聞、交通広告、デジタルサイネージ（電子看板）、インターネットバナーなどの広報媒体を活用し、計画的・重層的な広報展開を図っている。

- ・平成30年度重点広報テーマ「「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化に係る積極的な広報展開」

ウ 広報効果の測定等

広報広聴活動に係る都民の意見を把握するとともに、さらに事業推進に効果のある広報展開を追求するため、「広報広聴活動に関する調査」を実施している。

また、都や区市町村の行政広報の質的向上と広報活動の充実を図るため、「東京都広報コンクール」を実施している。

エ シンボルマークの管理

東京都シンボルマーク及びロゴタイプ等ビジュアルデザインを保護するため、適正な使用及び管理に努めている。また、都民等から使用申請があった場合は、内容を精査して使用の承認を行っている。



(2) 広報東京都等による都政広報

全都民を対象に発行している「広報東京都」をはじめ、都政の重要施策や都民生活にかかわりの深い情報を刊行物等により提供している。

媒体名		内 容	発行計画 (平成30年度)	実績 (平成29年度)
広 報 東 京 都	活字版	都政の重要施策についての分かりやすい解説や、都民生活に必要なお知らせ等を盛り込んでいる。配布方法は、主要日刊紙（6紙）への新聞折り込みが主体である。新聞非購読者のためには、区市町村、福祉事務所、保健所、郵便局などの窓口、都営地下鉄・JR・私鉄の駅、大学、金融機関、公衆浴場等で配布している。	年12回 8頁 8回 12頁 4回 上期:353万部/ 回 下期:347万部/ 回	年12回 8頁 8回 12頁 4回 上期:360万部/ 回 下期:357万部/ 回
	WEB版	活字版「広報東京都」の内容をインターネットで提供している。 27年度から、スマートフォン用アプリへの掲載及び誰でも二次利用可能なオープンデータでの公開を開始している。	年12回	年12回
	点字版	点字を解読できる視覚障害者向けに、活字版「広報東京都」の内容を点字に翻訳し、希望者へ配付している。	年12回 980部/回	年12回 980部/回
	音声版	点字を解読できない視覚障害者向けに、活字版「広報東京都」の内容をカセットテープに吹き込み、希望者へ貸し出している。26年度からはデジター規格(CD-ROM)の公共施設への配付及び希望者への配付を開始している。	年12回 テープ版:910組/ 回、1組=2本 (90分テープ) デジター版:1,000 枚/回	年12回 テープ版:900組/ 回、1組=2本 (90分テープ) デジター版:830枚/ 回
都 政	都政の主要課題・施策を中心に、実績や課題を含め、局別に事務事業のあらましを紹介。巻頭及び巻末に統計や年表等の資料を収録した都政の総合概説書である。	奇数年度発行のためなし	3,000部	

(3) テレビ・ラジオによる都政広報

テレビ・ラジオによる広報では、以下の番組のほかスポット放送を提供している。

平成30年度 都政広報番組〈テレビ・ラジオ番組〉 ※平成30年4月1日現在

平成30年度 都政広報テレビ・ラジオ番組

テレビ番組



生活に密着した都政の話題をお伝えします。



テレビ朝日

月～金曜日
13:55～13:59

出演：林家さく姫



東京のディープな魅力をより詳しく、面白くお伝えします。



TOKYO MX

日曜日
21:29～22:00

出演：関根勤
本田朋子



東京を支える様々なスペシャリストの仕事ぶりを紹介します。



TOKYO MX

水曜日
21:54～22:00

出演：ホラン千秋



都政の最新情報を、月～金曜日のあさ毎日生放送でお伝えします。

TOKYO MX

月～金曜日 7:15～7:20

ラジオ番組



身近な都政情報やイベント情報などをお知らせします。

TBSラジオ

月～土曜日 8:47～8:52
日曜日 16:45～16:50



英語による都政・生活情報案内です。

InterFM897

土曜日 9:56～9:59
(再放送 日曜日 9:56～9:59)

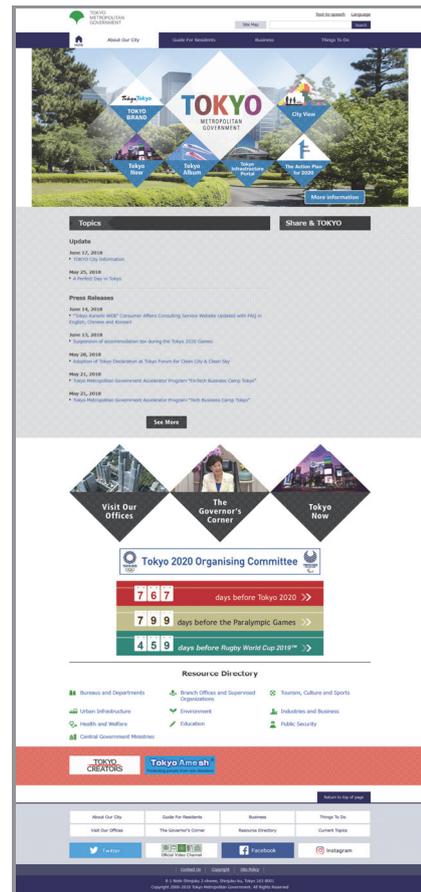
(4) インターネットによる都政広報

ア 都庁総合ホームページの運営

都庁総合ホームページは、都政全般や都民生活に関わる情報を、インターネットを活用して迅速かつ解りやすく都民に提供することを目的としている。現在、日本語版及び外国語版（英語、中国語、韓国語）を、スマートフォンからも利用できるホームページとして運営しており、提供手段の多様化を図っている。

【日本語版】平成28年8月リニューアル

【外国語版】平成26年12月リニューアル



イ ソーシャルメディアを活用した情報発信

広報課では、平成23年7月からツイッターの公式アカウントを、平成24年12月からフェイスブックの公式ページを開設し、報道発表を中心に、都民生活に関わるお知らせやイベント情報など、様々な都政情報をタイムリーに発信している。また、平成23年9月から動画共有サイトYouTubeに公式チャンネル「東京都チャンネル」(http://www.youtube.com/tokyo/)を、平成28年10月31日からInstagramを開設し、東京や都政に関する動画や写真を配信している。

また、全庁的な情報発信を強化するため、平成24年12月には、全局でツイッターのアカウントを取得し、都民が必要とする情報をリアルタイムかつ多様に発信している。

ウ 東京都公式動画チャンネル「東京動画」

都庁で制作された動画を集約したポータルサイト「東京動画」の開設により、動画による都政情報をワンストップで視聴可能な環境の構築を行う（平成29年8月開設）。

また、「東京動画」ではインターネット専用番組の制作・配信を行うほか、地上波で放送した都政広報番組の二次利用配信を行う。



東京都公式動画チャンネル

(5) 都政記録

ア 都政記録写真

変貌を続ける東京の姿、都政の動き、都民の生活を記録するとともに、東京都が発行している各種印刷物や都庁総合ホームページ等の写真原稿を作成している。また、記録写真は、都民情報ルーム（映像コーナー）で閲覧に供するとともに、教育、報道、出版、観光振興等を目的とする場合に画像データの提供を行っている。

イ シティホールテレビ（CHTV）の運営

シティホールテレビは、職員に都政の情報を共有し、都政に対する理解を深めることを目的とし、都庁第一本庁舎、第二本庁舎、都議会議事堂、消防庁及び警視庁内にて自主放送を行っている。

ウ とちょうーい

多種多様な職場で都政に従事する職員に対し、知事の発言や都政の主な動きなどを伝え、都政の目指す方向や直面する課題などへの理解を促すとともに、職員報として、職員間の情報交換やコミュニケーションの活性化を図り、モラルの向上に役立たせることを目的として、インターネットを活用した情報配信を行っている。

*昭和39年度から発行していた印刷物「週刊とちょう」を、平成13年度に電子媒体を利用した職員報に移行した。

(6) 知事と議論する会

知事と議論する会は、都政の重要課題について、都民の提言等を聴き、知事自身が肉声で政治方針や都政の方向を発信することによって、都民との信頼関係を構築することを目的として実施している。

・平成29年度実績

実施時期	開催場所	テーマ
平成30年2月20日（火）	都庁	結婚について知事と語ろう！

2 広聴（広報広聴部都民の声課）

広報広聴部都民の声課における広聴事業には、都民の声を広く取り入れ都政に反映させていく役割と、都民の提言・苦情・要望を受け付け、適切に対応する機能とが求められている。そのため次の各事業を実施している。

(1) 調査

ア 世論調査

世論調査は、都民生活などに関するテーマについて、「都民が何を考え、何に不満を持ち、何を施策に期待しているか」など、都民の意見や意識を統計学的手法を用いて把握することによって、

- ・ 都政に対する都民の期待や要望・意見など都民の声を都政にフィードバックする。
- ・ 条例や計画立案の際の参考資料とする。
- ・ 都民の生活意識（態度）など基礎的データを収集し、都政運営の方向性や問題点を探る。

ことを目的として、昭和26年度に開始した。

都内に住む満18歳以上の男女から無作為に抽出した3千人を対象に、個別訪問面接聴取法（調査員が直接訪問し、聞き取る方法）により実施している。

・平成29年度実績

調査時期	発表時期	テーマ
29年 7月	29年11月	都民生活に関する世論調査
29年 9月	30年 1月	オリンピック・パラリンピック開催、障害者スポーツに関する世論調査
29年11月	30年 4月	文化に関する世論調査

*調査項目である都政への要望の経年変化については次頁参照

都政への要望の経年変化（都民生活に関する世論調査）

○ 都政全体について、特に力を入れて取り組んでもらいたいと選択された要望の順位（一人5つまで選択可能）

※ 単位は、世論調査回答者数に対する、当該要望を選択した人数の割合（単位：％）

順位	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1	治安	治安	治安	防災	防災	防災	防災	高齢	高齢	防災
2	高齢	医療・衛生	高齢	高齢	高齢	高齢	高齢	治安	治安	治安
3	医療	高齢	医療							
4	消費	防災	防災	医療						
5	防災	環境								
6	環境	消費								
7	交通									
8	行	交通								
9	学校	少子化								
10	少子化	子ども								
11	土地・住宅	学校								
12	公園・緑地	まちづくり								
13	青年									
14	まちづくり	職業								
15	水道									
16	中小	水道								
17	職業	雇用								
18	障害者									
19	障害者									
20	道路	文化								
21	男女平等									
22	文化	芸術								
23	生涯学習									
24	都営									
25	都営									
26	市民									
27	観光									
28	地域									

イ インターネット都政モニター

インターネットの特性を活かし、都政の緊急課題等に関する意見・要望等を迅速に把握するため、インターネット都政モニター制度を実施している。

年1回、都内に居住する満18歳以上の方を対象にモニターを募集し、性別、年代、地域などを考慮の上500人を選定して、年度内にアンケートを6回、テーマ意見（都政に関するテーマについての自由意見）を3回実施している。

・平成29年度 アンケート実績

実施時期	発表時期	テーマ
29年 6月	29年 9月	東京の森林・林業と水産業
29年 8月	29年11月	東京と都政に対する関心
29年 9月	29年11月	都民の食習慣と外食・中食の利用状況
29年10月	30年 1月	東京におけるペットの飼育
29年12月	30年 2月	東京都の広報紙「広報東京都」
30年 1月	30年 3月	東京の路上工事の現状

(2) 都民の声総合窓口

都民の声総合窓口を設置し、都民から寄せられた提言、要望、相談等について集計、分析を行い、その内容や傾向等をまとめて公表している。

ア 知事への提言

都民から寄せられた都政に関する提言、要望、意見等は、問題の解決と施策等への反映を図るため、関係各局にその内容を伝達し、必要に応じて対応経過報告を求めている。

イ 都政一般相談

都政等の諸問題に係る都民からの相談や問合せ等に対し、適切な助言や情報提供を行い、都民と都政を結ぶパイプの役割を果たしている。

・都民の声総合窓口の平成29年度実績

<行政分類別件数>

行政分類	件数
知事（知事への声）	10,581
行政一般	3,069
安全	1,827
産業・労働	2,913
くらし	1,153
環境	715
福祉・衛生・健康・医療	3,157
都市基盤・まちづくり	4,231
教育・文化	1,207
スポーツ	1,352
その他	17,356
計	47,561

<区分別件数>

区 分	件数
提 言	22
意 見	27,532
苦 情	824
要 望	170
その他	19,013
計	47,561

<経路別件数>

経 路	件数
メ ー ル	23,395
ファクス	1,377
郵 送	1,043
電 話	21,104
来 訪 等	642
計	47,561

(3) 専門相談

ア 交通事故相談

交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて損害賠償額、示談のしかた、保険請求の手續、生活更生問題などの相談に応じている。また、区市の交通事故相談員や担当者への研修を行い、相談機能の充実を図っている。

- ・相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時
- ・平成29年度実績

<内容別相談件数>

区 分	件数 (件)	割合 (%)
賠償問題	6,804	88.7
更生問題	311	4.1
その他	556	7.2
合 計	7,671	100.0

<被害者・加害者別相談件数>

区 分	件数 (件)	割合 (%)
被害者	6,301	82.1
加害者	1,211	15.8
その他	159	2.1
合 計	7,671	100.0

<経路別相談件数>

区 分	件数 (件)	割合 (%)
来 訪	835	10.9
電 話	6,836	89.1
郵 送	0	0
合 計	7,671	100.0

イ 外国人相談

外国人から寄せられる日常生活に関する相談から在留資格や家族問題など法律問題の絡む専門的な相談まで様々な相談に応じる。これらに対して適切な助言を行うとともに、専門的機関に関する情報を提供することにより、外国との制度や習慣の違いからくるトラブルに相談対応し、外国人と都政を結ぶ役割を果たしている。また、区市の外国人相談員への研修を行い、相談機能の充実を図っている。

対応言語	開設曜日	相談時間
英 語	月～金	午前9時30分～12時 午後1時～5時 (祝日・年末年始を除く)
中国語	火・金	
韓国語	水	

・平成29年度実績

<内容別相談件数>

項目	件数 (件)	割合 (%)
くらし一般	476	21.7
婚姻・国籍	299	13.6
入国関係	285	13.0
医療・社会保障	264	12.0
事件・事故	236	10.8
しごと	220	10.0
教育・余暇	168	7.7
すまい	160	7.3
消費者	73	3.3
生活環境	12	0.6
計	2,193	100.0

<経路別相談件数>

区分	件数 (件)	割合 (%)
来訪	264	12.0
電話	1,929	88.0
郵送	0	0.0
計	2,193	100.0

(4) 都民情報ルーム

都庁第一本庁舎3階北側にある都民情報ルームにおいて、最新の都政情報の提供、情報公開、都政刊行物の販売を行っている。

ア 都政資料の閲覧・相談・貸出

各局で作成した最新の都政刊行物や行政資料に、都内の区市町村、道府県、国等の資料も加え、約3万点の都政資料を「資料閲覧コーナー」で都民の閲覧に供するとともに、資料相談にも応じている。また、資料の貸出（3冊、2週間）やコピーサービス（1枚10円）も実施している。

・平成29年度実績

利用者数	79,966人
資料貸出数	3,056冊
資料相談者数	41,882人

イ 映像による情報提供

「映像コーナー」において、都政記録写真データ使用申請に係る相談や申請受付、ビデオテープ、DVD等の視聴及び貸出（3本、2週間）を行っている。

・平成29年度実績

写真データ使用申請受付件数	109件
ビデオ・DVD視聴数	24本
ビデオ・DVD貸出数	28本

ウ 都政刊行物の販売

「刊行物販売コーナー」では、各局が編集発行した都政刊行物のうち、特に都民からの需要の多いものを有償刊行物として指定し、都民に提供している。また、都庁に来られない都民も都政刊行物が入手できるよう、東京都書店商業組合等と販売協定を締結し、住ま

いの近くの書店で購入できる措置をとっている。

・平成29年度実績

刊行物販売部数	34,060冊
刊行物販売金額	13,181,499円

3 情報公開（広報広聴部情報公開課）

広報広聴部情報公開課は、都民に対する都政の説明責任を全うし、開かれた都政の推進を図るため、情報公開制度を運用するとともに、個人情報の取扱いの適正化を通じて個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護制度を運用している。

(1) 情報公開制度

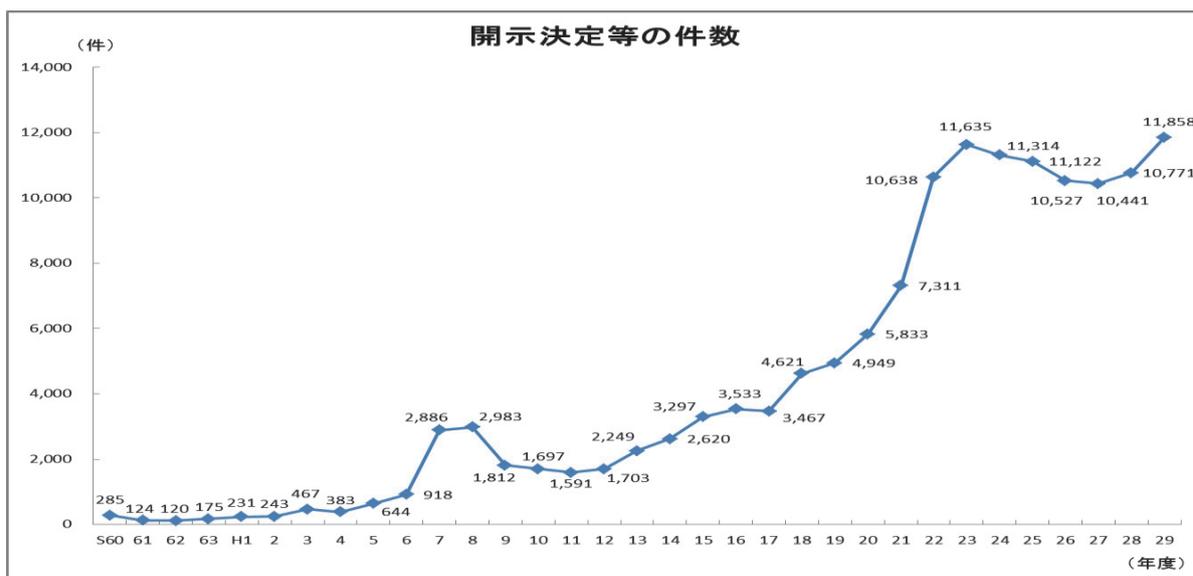
東京都情報公開条例に基づき、都民等からの請求に応じ、都に、その保有する公文書の開示を義務付ける公文書開示制度を運営するとともに、情報公表や提供など情報公開の総合的推進に努め、公正で透明な行政の推進を図っている。

ア 公文書開示事務

公文書開示の総合窓口として、公文書開示の相談、受付を行うほか、公文書の開示・非開示決定に当たっての全庁的調整、公文書開示状況の集計及び公表を行っている。

・平成29年度 公文書開示請求の処理状況 (単位：件)

開示決定等の 件数	開 示			
	開 示	一部開示	非 開 示	不存在等
11,858	8,563	2,418	88	789



※ 一部の局で工事設計書を、公文書開示請求によらずに、情報提供として実施を行っている。

・工事設計書の情報提供実績（平成29年度）

	情報提供件数	情報提供開始時期
建設局	12,269	平成25年11月
水道局	7,698	平成27年4月
下水道局	6,727	平成27年7月
港湾局	3,527	平成28年4月
都市整備局	2,168	平成29年5月
財務局	1,433	平成29年6月
計	33,822	

イ 公文書情報提供サービス

公文書開示請求によらずに、簡便に行政情報が入手できる方法として、都民等からの申請に応じて公文書情報の電子データを無料で提供するサービスを行っている。

（平成29年度開始）

・平成29年度※1 公文書情報提供サービスの処理状況（単位：件）

	情報提供依頼 受付件数	処理状況			合計	取下げ
		全部提供	一部提供	情報提供されな かったもの(※2)		
平成29年度	483	220	56	43	319	164

※1 平成29年11月～平成30年3月の4か月分

※2 サービス依頼要件（ファイル数、ファイル容量等）を満たさない、個人情報を含む等の事由により提供できない事例

ウ 東京都情報公開審査会の運営

東京都情報公開審査会は、12人の委員で構成され、公文書の開示請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、当該審査請求に係る審査庁の諮問に応じて開示・非開示決定の当否を審議するため設置されている。広報広聴部情報公開課は、この審査会の運営事務を執り行っている。

・平成29年度 審議等の状況 (単位：件)

開催回数	新規諮問	審議中	答申	諮問取下げ
31回 (うち総会1回)	74	95	29	4

(2) 個人情報保護制度

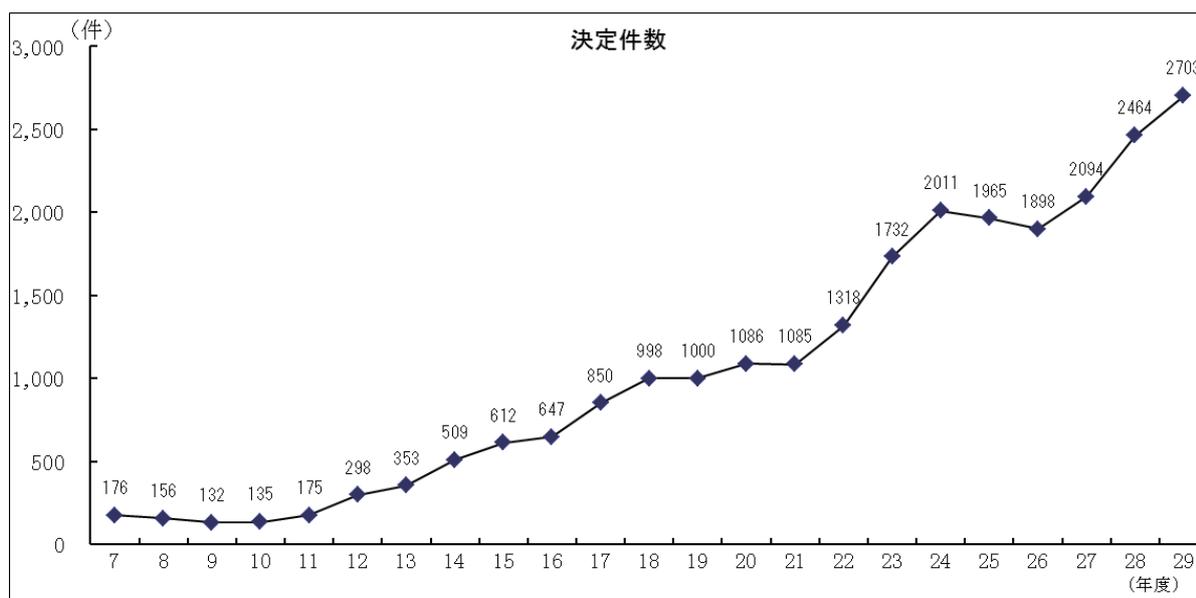
東京都個人情報の保護に関する条例に基づいて、都が保有する個人情報の取扱いに適正を期すとともに、民間部門における個人情報の取扱いについても意識啓発や指導を行い、個人の権利利益の保護を図っている。

ア 保有（特定）個人情報開示・訂正・利用停止事務

保有（特定）個人情報開示・訂正・利用停止事務の総合窓口として、保有（特定）個人情報開示等の相談、受付を行うほか、保有（特定）個人情報の開示・非開示決定等に当たっての全庁的調整、保有（特定）個人情報の運用状況の集計及び公表を行っている。

・平成29年度 保有個人情報開示・訂正・利用停止請求の処理状況 (単位：件)

総計	開示決定等の件数	開示	一部開示	非開示	不存在等
		2,703	2,701	884	1,538
	訂正決定等の件数	訂正	一部訂正	非訂正等	
		2	0	0	2
	利用停止決定等の件数	利用停止	利用一部停止	利用非停止	
		0	0	0	0



・平成29年度 保有特定個人情報開示・訂正・利用停止請求の処理状況 (単位：件)

総計	開示決定等の件数	開示	一部開示	非開示	不存在等
		0	0	0	0
	訂正決定等の件数	訂正	一部訂正	非訂正	
		0	0	0	0
	利用停止決定等の件数	利用停止	利用一部停止	利用非停止	
		0	0	0	0

イ 東京都個人情報保護審査会の運営

東京都個人情報保護審査会は、12人の委員で構成され、保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、当該審査請求に係る審査庁の諮問に応じて開示・非開示決定、訂正・非訂正決定又は利用停止・利用非停止決定の当否を審議するため設置されている。広報広聴部情報公開課は、この審査会の運営事務を執り行っている。

・平成29年度 審議等の状況 (単位：件)

開催回数	新規諮問	審議中	答申	諮問取下げ
31回 (うち総会1回)	55	59	29	2

ウ 個人情報保護に係る相談

個人情報の保護を図るため、平成17年4月に相談総合窓口を設け、東京都消費生活総合センター等と連携し、都民、事業者等からの相談を受け、助言、あっせん、情報提供等を行っている。

- ・相談日時 月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時
- ・平成29年度実績
相談受付件数461件

エ 民間部門への普及、啓発

事業者が個人情報を適切に取り扱い、都民の権利利益を侵害することのないよう、説明会の開催、啓発用パンフレットの作成・配布などにより、都民、事業者等に対し、個人情報保護の意識啓発に努めている。

オ 特定個人情報保護制度の運用

マイナンバー制度の導入により制定した東京都個人情報の保護に関する条例の特例を定める東京都特定個人情報の保護に関する条例に基づき、特定個人情報保護評価、特定個人情報保護監査、庁内への意識啓発等を行い、都における特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図っている。

・特定個人情報保護評価の実施

マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）を保有しようとする者又は保有する者（国の行政機関や地方公共団体等）は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられた。評価の対象となる事務を所管する評価実施機関（知事、行政委員会等）は、その事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて評価書に記載し、国の個人情報保護委員会に提出することとなるが、広報広聴部情報公開課は、評価実施機関がこの特定個人情報保護評価書を作成するに当たり、助言・審査を行っている。

また、特定個人情報保護評価書の第三者点検を行うため平成26年度に東京都情報公開・個人情報保護審議会に設置された特定個人情報保護評価部会について、その運営事務を執り行っている。

・特定個人情報保護評価部会 平成29年度 審議等の状況 （単位：件）

開催回数	新規諮問	審議中	答申	諮問取下げ
4	5	0	5	0

・特定個人情報保護監査の実施

地方自治体におけるマイナンバーの利用等に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の法令により厳格な取扱いを求められており、安全管理措置の一つとして、特定個人情報の取扱状況を把握し適切な改善を行うために、特定個人情報保護監査を実施することが義務付けられている。

広報広聴部情報公開課は、条例所管課として東京都における特定個人情報保護監査の実施手順を定め、各局に対して内部監査人養成研修を実施し、各局における監査の円滑な実施を支援している。

カ 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営

東京都情報公開・個人情報保護審議会は9人の委員（臨時委員2名を含む）で構成され、情報公開制度、個人情報保護制度に関する重要な事項について、知事等実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため設置されている。広報広聴部情報公開課は、この審議会の運営事務を執り行っている。

・平成29年度実績

会議名	開催日	審議等の概要
第69回	平成29年11月30日	<p><審議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任について ・会長代理の指名について ・部会の構成委員の指名について <p>住民基本台帳ネットワーク部会／特定個人情報保護評価部会</p> <p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例の改正について ・「公文書情報提供サービス」の開始について ・東京都公文書の管理に関する条例の概要について ・平成28年度東京都の情報公開制度の運用状況 ・平成28年度東京都の個人情報保護制度の運用状況 ・存否応答拒否 ・特定個人情報保護評価部会からの報告 ・保有個人情報・特定個人情報取扱事務届出事項一覧（新規開始事項）